

電磁的記録等にかかる条例改正について

令和3年度に行った条例改正のうち、電磁的記録等にかかるものについて、次のとおりお知らせします。

1 改正した条例について

- ① 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
- ② 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
- ③ 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例

2 改正内容

(1) ①・②の改正内容について

児童福祉施設等の職員の負担軽減を図る観点から、条例に基づき職員が行う書面等の作成、保存等（指導計画や保育日誌等の作成、保存など）について、書面等に代えて、電磁的記録^{*1}によって対応することができるものとししました。

※1：ハードディスクドライブやDVD-ROMなどの電子的方式、磁氣的方式により作成し、パソコン等で利用できる電子データとして記録すること。

(2) ③の改正内容について

ア 特定教育・保育施設等の職員の負担軽減を図る観点から、条例に基づき職員が行う書面等の作成、保存等について、書面等に代えて、電磁的記録によって対応することができるものとししました。

イ 特定教育・保育施設等を利用する保護者の利便性の向上及び職員の負担軽減を図る観点から、保護者への説明や保護者からの同意の取得等のうち、書面等で行うもの（重要事項説明書の交付など）について、保護者からの申し出がなくとも、施設側から保護者の承諾を得られた場合は、書面等に代えて、電磁的方法^{*2}によって対応することができるものとししました。

※2：電子メール添付による送信やWEBアプリケーション（スマホアプリなど）による供覧、DVD-ROM等の交付など、電子データを提供する方法。

ウ イの保護者の承諾については、書面または電磁的方法により得る必要があります。また、保護者に対して、予め使用する電磁的方法の内容やファイルの方式について説明する必要があります。承諾が得られない場合は、電磁的方法により行うことはできません。

エ 電磁的方法により行う場合は、必ず印刷できる形式で提供する必要があります。

3 留意事項

今回の条例改正は、いわゆる「できる規定」であるため、重要事項説明書の交付方法などについて、現行の取扱い（書面交付）の変更を求めるものではありません。